

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 基準財政需要額の算定方法の改正

- (一) 国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和三年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。

- (二) 令和三年度の臨時財政対策債の一部の償還に要する経費の財源を措置するため、同年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。

- (三) 令和三年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

二 地方交付税の総額の特例

- (一) 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を一億八千五百億円減額すること。
- (二) 令和三年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめること。

(三) 国の補正予算により増額された令和三年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

三 その他所要の改正

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「六千億円」を「四千億円」に改め、同条第五号中「三十兆九千六百二十二億九千五百四
十萬八千円」を「三十兆千二百二十二億九千五百四十萬八千円」に改める。

附則第四条の二第二項中「令和三十八年度」を「令和三十七年度」に改める。

附則第六条の二第一項第一号及び第三項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和三年八
月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改める。

附則第十一条中「同じ。」及び「を」を「同じ。」、「に」、「」の合算額を「」及び一兆五千億円の合算
額」に、「とし、」を「に一兆五千億円を加算した額とし、」に、「から返還金等の額及び令和三年度震
災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、令和三年度震災復興特別交付税額及び一兆五千億円」に改
める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三十七年度」を「令和三十六年度」に、「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円」に、「二十七兆六百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十六兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第十条第三項中「令和三年度及び」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費の基準財政需要額への算入）

第二条 令和三年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新法」という。）第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類		市町村
経費の種類	道府県 一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還 基金費	一 臨時経済対策費 二 臨時財政対策債償還 基金費
測定単位	人口 臨時財政対策のため 令和三年度において 特別に起こすことが できることとされた 地方債の額	人口 臨時財政対策のため 令和三年度において 特別に起こすことが できることとされた
単位数費用	一人につき 一、七〇〇円 千円につき 二七四	一人につき 一、七〇〇円 千円につき 二七四

地方債の額

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、臨時経済対策費に係る測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口 二 臨時財政対策のため令和三年度において特別に起こすことができることとさ	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額	人 千円

れた地方債の額

(令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和四年度における交付)

第三条 令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の

三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

理由

地方財政の状況等に鑑み、令和三年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係） 1

二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係） 4

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和三年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に四千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 令和三年度における借入金額の額に相当する額 <u>三十兆千二百二十二億九千五百四十万八千円</u></p> <p>六 八 略</p> <p>（令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）</p> <p>第四条の二 略</p>	<p>附則</p> <p>（令和三年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に六千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円を加算した額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 令和三年度における借入金額の額に相当する額 <u>三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円</u></p> <p>六 八 略</p> <p>（令和四年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）</p> <p>第四条の二 略</p>

2 令和四年度から令和三十七年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三 略

3 6 略

(令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財

源不足額(第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに

決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

2 令和四年度から令和三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 三 略

3 6 略

(令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和三年度及び令和四年度の各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和三年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円に当該道府県の控除前財

源不足額(この条の規定の適用がないも

のとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 略

2 略

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した第十條第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの條の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一條 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十二條の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この條において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二條第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四條に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この條及び次條において同じ。）及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額に一兆五千億円を加算した額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額、令和三年度震災復興特別交付税額及び一兆五千億円の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した

この條の規定の

適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（令和三年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一條 令和三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十二條の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この條において同じ。）及び令和三年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二條第一項の規定により令和三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する令和二年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四條に規定する震災復興特別交付税に充てるための千三百二十六億二千七百二十九万七千円の合算額をいう。以下この條及び次條において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和三年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和三年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆千二百十二億九千五百四十八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆千二百十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十六年度までの各年度にあつては二十六兆二千二百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和四年度	千億円
令和五年度	三千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和三年度から令和三十七年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和三年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十八千円を、令和四年度から令和十年度までの各年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和十一年度から令和三十七年度までの各年度にあつては二十七兆六百二十二億九千五百四十八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
令和四年度	千億円
令和五年度	三千億円
令和六年度	五千億円
令和七年度	六千億円
令和八年度	七千億円

<p>令和九年度 令和十年度</p>	<p>八千億円 九千億円</p>
<p>2・3 略</p> <p>(交付税特別会計における繰入れの特例)</p>	
<p>第十条 略</p>	
<p>2 略</p>	
<p>3 令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。</p>	
<p>4 略</p>	
<p>令和九年度 令和十年度</p>	<p>八千億円 九千億円</p>
<p>2・3 略</p> <p>(交付税特別会計における繰入れの特例)</p>	
<p>第十条 略</p>	
<p>2 略</p>	
<p>3 令和三年度及び令和四年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。</p>	
<p>4 略</p>	

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	2
三 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	2

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 略

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額）

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4～6 略

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)

第二十条の三 略

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

○ **特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)**

(借入金)

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費(以下「借入金対象経費」という。)が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 略

○ **地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)**

(令和二年度から令和四年度までの間における地方債の特例等)

第三十三条の五の二 地方公共団体は、令和二年度から令和四年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債の

2 略

ほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従って総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。